

## 8 接種の同意について

インフルエンザ定期予防接種は、接種を受ける法律上の義務はなく、ご本人が希望する場合にのみ、予防接種法に基づく接種を行うことができます。ご本人の意思が確認できない場合は、予防接種法に基づく接種を行うことができません。

認知症等により正確な意志の確認がしにくい場合には、家族やかかりつけ医によって、特に慎重にご本人の接種意思を確認してください。(最終的にご本人の意思が確認できない場合は、予防接種法に基づく接種は行えません。)

## 9 予診票記入時の注意

- ① 接種当日は体調をよく確認のうえ、太枠部分をボールペンで正確に記入してください。
- ② 「診察前の体温」の箇所は、医療機関で記入してください。
- ③ 医師の診察の結果、接種が可能と判断された場合、予診票下部の「インフルエンザ予防接種希望書」の(接種を希望します・接種を希望しません)のいずれかに○を記入し、**接種を希望した場合は接種日の日付を記入し、被接種者本人が署名してください。**
- ④ 接種を受けるご本人に麻痺等があって同意書に署名ができない場合の代筆者は、**家族・後見人(保佐人・補助人含む)に限り**ます。他の方が代筆する場合は、**被接種者、家族または後見人が記載した、「代理人へ代筆を委任する」旨の委任状が必要**です。この委任状を予診票に添付してください。

## 10 予防接種料交付金交付制度について

老人保健施設等に入所している接種対象者が、やむを得ず実施医療機関以外での接種を希望する場合、費用から個人負担金を控除した額を交付する制度です。上限額の範囲で交付します。

なお、接種前に各区役所の保健センターでの手続きが必要です。

# インフルエンザとワクチンについて

## 1. インフルエンザとは

インフルエンザウイルスに感染することによって起こります。インフルエンザにかかった人が咳やくしゃみなどをすることにより、ウイルスが空气中に拡がり、それを吸い込むことによって感染します。

インフルエンザの流行は、通常、**初冬から春先にみられますが**、ときに春期、夏期にもみられます。

典型的なインフルエンザの症状は、**突然の高熱・頭痛・関節痛・筋肉痛などで、のどの痛み、咳、鼻水などもみられます。**普通のかぜに比べて**全身症状が強い**のが特徴です。気管支炎や肺炎などを併し、重症化することが多いのもインフルエンザの特徴です。

また、インフルエンザは流行が始まると、短期間に小児から高齢者まで膨大な数の人を巻き込むという点でも普通のかぜとは異なります。さらに、普通のかぜが流行しても死亡する人はあまり増えませんが、インフルエンザが流行すると、特に65歳以上の高齢者や慢性疾患患者で死亡率が高くなるという点でも普通のかぜとは異なります。

## 2. インフルエンザの予防

予防の基本は、**流行前に予防接種を受けること**です。これは、世界的にも認められている最も有効な予防法です。インフルエンザは空气中に拡散されたウイルスによって感染しますので、感染予防のために、**人混みは避け**ましょう。また、常日ごろから**十分な栄養や休養をとる**ことも大切です。インフルエンザ感染の広がりには空気の乾燥が関連しています。室内では加湿器などを上手に使用して適正な湿度(50～60%)を保ちましょう。外出時のマスクや**帰宅時のうがい、手洗い**は、普通のかぜの予防と併せておすすめます。

## 3. インフルエンザ予防接種の有効性

インフルエンザワクチンでは、インフルエンザ感染や発症そのものを完全には防衛できませんが、重症化や合併症の発生を予防する効果は証明されています。高齢者がワクチンを接種することで、接種し

なかった場合に比べて、死亡の危険を約5分の1に、入院の危険を約3分の1から2分の1にまで減少させることが期待できます。

なお、予防接種を受けてからインフルエンザに対する抵抗力がつくまでに**2週間程度**かかり、その効果が十分に持続する期間は約5か月とされています。より効果的に有効性を高めるには、毎年インフルエンザが流行する前に接種を受けておくことが必要です。

また、インフルエンザウイルスは毎年変化しながら流行するため、毎年流行が予測されるウイルスにあった予防接種を受けておくことが効果的です。一般的には、**65歳以上の方は1シーズン1回の予防接種で効果がありますが**、インフルエンザウイルスの型に大きな変異がある場合には、改めて接種が必要になることがあります。ただし、国等からの指示が無い時に個人の判断で行う2回目の接種は、全額自己負担です。

## 4. インフルエンザワクチンの副反応

**予防接種をした部位が、赤みを帯びたり、はれたり、痛んだりすることがありますが、通常2～3日のうちに治ります。**また、全身性の反応として、僅かながら熱が出たり、寒気がしたり、頭痛、全身のだるさなどがみられることもありますが、通常2～3日のうちに治ります。

また、まれに接種直後から数日中に、過敏症として発疹、じんましん、紅斑、掻痒感などがあります。非常にまれですが、ショック、呼吸困難などがあらわれることがあります。

4ページの「6. その他」の(2)(3)もご覧ください。

## 5. 予防接種を受ける前に

### (1) 一般的注意

このお知らせをよくご覧になり、**ワクチンの効果、副反応及び予防接種健康被害救済制度についてよく理解**しましょう。気にかかることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前に担当の医師や看護師、各区役所の保健センターに質問しましょう。十分に納得できない場合には、接種を受けることはできません。(下記、〈注意〉を参照のこと)

予診票は接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。基本的には、**接種を受けるご本人が責任をもって記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。**

〈注意〉インフォームドコンセント(説明と同意)

予防接種法に基づくインフルエンザ定期予防接種は、あくまでも、ご本人の意思に基づいて接種を受けるものなので、医師の十分な説明に基づく患者の同意(インフォームドコンセント)がない場合には、医師は接種を行いません。接種を希望する場合もしない場合も、十分に医師から説明を受け、理解したうえで判断をしてください。

### (2) 予防接種を受けることができない人

#### ① 接種当日に明らかな発熱のある人

一般的に、体温が37.5℃以上の場合を指します。

#### ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人

急性の病気で薬を飲む必要があるような人は、その後の病気の変化が分からなくなる可能性もあるので、その日は接種を見合わせるのが原則です。

#### ③ インフルエンザワクチンに含まれる成分によって、アナフィラキシーを起こしたことが明らかな人

アナフィラキシーとは通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。発汗、顔が急に腫れる、全身にひどいじんましんが出る、吐き気、嘔吐(おうと)、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続き、血圧が下がっていく激しい全身症状です。

#### ④ 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた人及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある人

予防接種法上求められる安全性の確保及び健康被害を極力回避するためです。

#### ⑤ その他、医師が不適当な状態と判断した場合

上の①～④に該当しなくても医師が接種不適当と判断した時は接種できません。